

(別 紙)

諮問番号：令和7年度諮問第1号

答申番号：令和8年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

●●●長（以下「処分庁」という。）が令和●年●月●日付けで行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が令和6年10月20日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきとする審査庁の判断は妥当ではなく、本件処分は取り消されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求めている。

1 処分庁の認定判断に違法又は不当があること

- (1) 審査請求人は、審査請求人の配偶者（以下単に「配偶者」という。）との間の2人の子ども（以下「対象児童」という。）を監護し、生計を同じくしており、生計維持する程度も配偶者より高いため、児童手当の支給要件に該当しており、消滅の理由を「支給児童と監護・生計関係がなくなったため」として処分されたことは、名誉の侵害である。
- (2) 審査請求人が、配偶者や対象児童と別居状態となっているのは、配偶者の実家から不当に追い出されたためであり、配偶者の代理人弁護士からの強要、威圧を受けたことにより、転出の手続をしてしまった。実態に即さない住民票上の住所地をもとに判断するべきではない。
- (3) 審査請求人は、配偶者から児童手当・特例給付認定請求書（以下「認定請求書」という。）等が提出されていたことについて処分庁から十分な説明を受けないまま、児童手当の振込先を配偶者名義の預金口座に変更するだけの簡易な手続であると誤認して児童手当・特例給付受給事由消滅届（以下「消滅届」という。）を提出した。仮に、配偶者が認定請求を行った事実や、その請求を前提として審査請求人の対象児童との監護・生計関係が不存在であるとの認定が行われることを知っていれば、審査請求人は消滅届を提出しなかったものであり、消滅届提出は真意に基づいて行われたものではない。親子が同意なく引き裂かれることは、児童の権利条約第9条に違反し、憲法第13条が保障する幸福追求権の侵害に当たる。
- (4) 処分庁が本件処分の根拠としている児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平成24年3月31日付け雇児発0331第2号厚生労働省雇用均

等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)及び児童手当Q&A集(令和4年7月19日版)(令和4年7月19日付け内閣府子ども子育て本部児童手当管理室。以下「Q&A集」という。)は、法的拘束力のない技術的助言に当たるもので、当該通知等による機械的な手続きが親子断絶を促進し、父母相互の人格尊重・協力義務、子に対する人権尊重・扶助義務に反している。

- (5) 離婚協議中であることを以て、生計を同じくしないとするのは、不当な判断である。審査請求人は、配偶者及び対象児童の生活費を負担し、健康保険被扶養者となっており、同一生計にあることは明らかである。
- (6) 配偶者が処分庁に提出した事件係属証明書(家庭裁判所が発行する離婚調停を証する書類)には不備があり、配偶者が認定請求した時点において、富山家庭裁判所では同離婚調停事件が係属している事実はなかった。
- (7) 処分庁は、令和●年●月●日付けで行った児童手当支給事由消滅処分(以下「先行処分」という。)の取消手続を行わず、本件処分を行う前に、審査請求人及び配偶者に対して事実確認を行う義務を履行していない。また、本件処分は、取り消された処分と全く同じ処分を繰り返してすることは許されないとする行政不服審査法(平成26年法律第68号)第52条の趣旨に反する。
- (8) 先行処分に対する審査請求(以下「先行審査請求」という。)に係る裁判の日から本件処分の日までの間に処分庁への転入届が受理されているため、本件処分において同居優先での判断は根拠とならず、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき受給権者を判断すべきである。
- (9) 審査請求人は、先行審査請求に係る裁判日から本件処分日までの間に、処分庁への転入届及び児童手当特定給付認定請求書を提出し受理されていることに加え、処分庁は、配偶者に対し消滅届の様式を手交しているため、受給者を審査請求人に切り替える手続を進めていたのであり、本件処分と逆行している。

2 処分理由の付記に違法があること

- (1) 令和●年●月●日付け●●●●(以下「本件処分通知」という。)における処分理由は、単に先行処分における処分理由に根拠法令を加えただけで、依然として行政手続法(平成5年法律第88号)や判例が求める程度の理由付記は行われていない。
- (2) 法第4条第4項の規定は、父母双方が同条第1項の要件を満たしていることが前提であり、処分庁が処分の根拠規定を同条第4項としながら処分理由を「支給児童と監護・生計関係がなくなったため」とするのは論理破綻している。

3 本件審査請求に係る審理手続に瑕疵があること

- (1) 審理開始前に処分庁が審査請求申立てについて情報を把握しており、審査庁による情報漏洩が推認される。

- (2) 処分庁の職員が審査庁に派遣され、審理員補助者として審理に関与していたことは利益相反行為であり、審理手続は違法である。
- (3) 先行審査請求の審理員が本件審査請求において審理員補助者として審理に関与したことは、行政不服審査法第9条第2項の除斥事由の実質的な趣旨に抵触する。
- (4) 本件処分の取消訴訟において処分庁の代理人を務める弁護士は、審査庁である富山県の●●●●●委員も務めている。当該弁護士のように、処分庁の再々弁明書を実質的に作成している可能性があり、処分庁職員の審査庁への派遣人事に責任を負う立場にある者が関与する審理には中立性がない。

4 その他の主張

- (1) 先行審査請求では、審査庁や処分庁による不正行為等があり、正当な審理が尽くされないまま裁決に至ったため、先行審査請求に係る審理及び裁決は無効である。
- (2) 先行審査請求の審理過程において審査請求人や処分庁から言及されていない処分理由の付記を理由とした認容裁決を行ったことは、処分庁が有利に再処分を行うことができるように裁量を与えたことになり、審査請求人に対する不意打ちである上、審査請求人の不利益に処分を変更することを禁じた行政不服審査法第48条に違反している。
- (3) 先行審査請求において、処分庁は、マニュアル通りに業務を遂行したことのみに基づいて処分が適正であると主張しているに過ぎず、個別事案に即した具体的な事実関係や証拠を示さなかった。
- (4) 先行審査請求においては、審査請求人が主張する、技術的助言による「違法な行政立法」について処分庁の反論の有無を確認せずに審理員の心証のみにより審理終結された可能性がある。
- (5) 先行審査請求における裁決は、形式上は認容裁決であるが、処分庁は裁決後に根拠条項を加えただけの再処分を行っており、裁決によって審査請求人の受給権は回復していないため、実質的には審査請求人に不利な裁決である。また、以上のことから、裁決では先行処分の全部が取り消されたとは言えず、審査庁は行政不服審査会への諮問を行うべきであったので、行政不服審査法第43条第3項に違反している。
- (6) 先行審査請求における裁決書において、処分庁に対し処分の取消しの訴えを提起できることが教示されていないことは、明らかに不当であり、違法性もある。
- (7) 本件審査請求において、審理員が先行審査請求と本件審査請求を切り離して検討したことは誤りであり、先行処分と本件処分は一体として検討されなければ適切な審理が行われないことは明らかである。
- (8) ●●市は実質的に富山県の指示に従い本件処分を行っており、処分庁と審査庁が癒着している。

- (9) この機に、児童手当の手続において、双方の親からの署名等を求める運用等を取り入れるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 法令等の規定（本件処分通知において、審査請求人の支給事由が消滅した日とされている令和●年●月●日時点の規定）

ア 法第1条には、児童手当は、児童の家庭における生活の安定と健やかな成長を目的とする制度であると定められている。

イ 法第4条には児童手当の支給要件に関する規定が定められており、同条第1項には、児童手当は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有する者に支給することが定められている。また、法第4条第4項には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするとみなすと定められている。

ウ 法第7条第1項には、児童手当の支給要件に該当する者（一般受給資格者）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならないことが定められている。

エ 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）第1条の4第1項には、法第7条第1項の規定による認定の請求は、市町村長に提出することによって行わなければならないことが定められている。また、施行規則第1条の4第2項第7号には、一般受給資格者が支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類を、請求書に添えなければならないことが定められている。

オ 局長通知は、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の法の趣旨及び内容について、次のように説明している。

(7) 用語の定義について

「生計を同じくする」とは、児童と児童を養育する者（以下「養育者」という。）との間に生活の一体感があることをいい、必ずしも同居を必要とするものではない。したがって、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合には、「生計を同じくする」に該当する。

(4) 児童手当の支給要件について

離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合には、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、法第4条第4項の規定（同居父母優先規定）が適用され、当該同居している者を児童手当の受給資格者として取り扱う。また、法第4条第2項から第4項までの規定の適用は、認定の際に提出される認定請求書等に基づき行う。

カ Q&A集の「6. 同居優先」の問6-1では、離婚協議中で父と別居をしているが、父から生活費を受け取っているような場合でも同居優先が適用されることが示されている。また、問6-6では、離婚や離婚協議中である父と別居しており、母と児童の生活費の大半が父からの送金によって賄われている場合や父が児童と定期的に面会しているような場合も同居する者に児童手当を支給するとされている。

キ Q&A集の問6-3では、離婚協議の有無の確認は、申請者が離婚の意思を配偶者に対して表明した時点で判断すると示されている。また、問6-4では、離婚協議中であることを確認するための書類として、離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調定不成立証明書のほかにも、少なくとも一方に離婚の意思があり、相手方にその意思が表明されていることが客観的に確認できる書類であればよいとされている。

ク Q&A集の問6-9では、児童手当制度では原則として、住民票上の住所地を居住地として判断することで、二重支給の防止等を図り、円滑な事業の実施に努めているものと示されている。また、問6-2では、世帯の実態と公簿上の取扱いに疑義がある場合は、適切な住所認定を行った上で、児童手当の事務処理を行うこととされている。

ケ 施行規則第7条第1項には、一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第10号（児童手当・特例給付受給事由消滅届）による届書を市町村長（当該者が公務員である場合はその所属する各省各庁の長又はその委任を受けた者）に提出しなければならないと定めている。その際、市町村における児童手当関係事務処理について

（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「ガイドライン」という。）第22条では、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の受給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該児童手当受給事由消滅の処理を行うことができるとしている。

(2) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 処分庁は、配偶者から提出のあった認定請求書及び児童手当等の受給資格に係る申立書（同居優先）（以下「申立書」という。）等の添付書類により、審査請求人と配偶者が離婚協議中である事実を確認した。また、公簿により、審査請求人と配偶者が別居しており、かつ配偶者が対象児童と同居している事実を確認している。

これらにより、処分庁は、配偶者に法第4条第4項の規定が適用されると判断し、配偶者を同条第1項第1号に掲げる支給要件に該当する者として対象児童に係る児童手当受給者として認定した。このため、審査請求人の児童手当支給事由消滅処分を行い、審査請求人に対しその旨通知した。

これらの措置は、法令等の規定に従った適正な処分であると認められる。

イ 審査請求人は、配偶者の実家から追い出されたため別居に至り、配偶者の代理人弁護士から転出届を提出するよう強要されたと主張しているが、別居や転出届の提出に至る経緯までも、処分庁が確認する義務があるとは言えない。

また、審査請求人と配偶者の実家との関係は、当事者の話し合い等により解決されるべきであり、代理人弁護士による通知等が威圧・強要に該当するかについては、本件審査請求で判断し得るものではない。

ウ 審査請求人は、消滅届の提出により、自身の児童手当受給資格が消滅することを理解しないまま提出したと主張しているが、本件処分は配偶者に法第4条第4項を適用したことによるものであり、消滅届の提出は本件処分の要件ではない。仮に審査請求人からの消滅届の提出がなかったとしても、ガイドライン第22条により本件処分が行われたと考えられ、本件処分においては審査請求人が提出した消滅届は、配偶者及び児童と別居する事実を補強しているに過ぎないものと考えられる。

エ 審査請求人は、局長通知やQ&A集は技術的な助言に過ぎず、これらに則った機械的な手続は適切でないと主張しているが、児童手当制度所管省庁から通達された局長通知やQ&A集は、法の趣旨を補足するものと解され、法の解釈や実務上の決定を支援しているものと考えられる。また、児童手当制度の現所管庁であるこども家庭庁のウェブページにおいても、離婚協議中で別居状態にある場合は、いかなる場合も対象児童と同居している親が受給者となる旨が広く公開されている。当該通知等が技術的な助言であっても、通知等の内容に即した手続を行うことが、法の趣旨に反する

とは考えられず、違法又は不当な手続とは言えない。

オ 審査請求人は、配偶者及び対象児童の生活費を負担していることや健康保険の扶養者であることを理由に、配偶者及び対象児童と生計同一関係であると主張しているが、第3の2(1)オ及びカに記載のとおり、局長通知等において、離婚協議中である父母が別居している場合は生計同一関係になりものと考えられ、対象児童と同居している親を受給資格者として取り扱うこととされており、別居中の親が対象児童の生活費を負担している場合においても、同様である旨が示されている。

カ 審査請求人は、配偶者が提出した事件係属証明書記載の事件は、配偶者が認定請求した当時は存在しないと主張しているが、事件係属証明書は第3の2(1)キのとおり、配偶者に離婚の意思があり、審査請求人にその意思が表明されていることが客観的に確認できる資料と言える。

また、同じく第3の2(1)キにおいて、調停不成立証明書が離婚調停中であることの確認書類の一例として挙げられていることからしても、配偶者の認定請求時点において、家庭裁判所等で調停中であることを要するものではないが、審査請求人が提出した証拠書類（再々反論書の証拠書類資料408、409、502等）からも実際に離婚に関する調停が行われていたことは補足的に確認できる。

キ 審査請求人は、先行審査請求において不正行為等があったと主張するが、本件審査請求は本件処分の違法性又は不当性について審理するためのものであり、係る主張は本件審査請求の裁決に影響を及ぼすものではない。

ク 審査請求人は、処分庁が先行処分の取消手続を踏んでいないのではないかと主張しているが、行政不服審査法第52条第1項の規定により先行審査請求の裁決の主文において先行処分を取り消したことによって当然に先行処分はその効力を失ったから、改めて処分庁が先行処分を取り消す手続を踏む必要はない。また、本件処分時点で、審査請求人の受給資格消滅日における、配偶者への法第4条第4項適用を裏付ける根拠が揃っていたのであれば、審査請求人や配偶者への事実確認は義務とは言えない。さらに、審査請求人は、本件処分が、同一の事実関係の下、同一の理由では同一の処分は反復できないことを趣旨とする行政不服審査法第52条に違反すると主張するが、本件処分には理由として当該処分の根拠条文が追加されており、同一理由の処分には該当しないため、同法には違反しない。

以上に述べたことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

- (1) 消滅届は、当然、届出者がその意味を理解した上で提出されるべきものであるため、処分庁においても届出者に対して丁寧に説明するよう努めるべきである。
- (2) 本件処分通知には、処分の根拠法令が追記されたものの、先行審査請求の

裁決において示された平成23年6月7日最高裁第三小法廷判決及び平成4年12月10日最高裁第一小法廷判決の趣旨に沿っていかなる事実関係に基づき処分をなされたのか、具体的な内容を明確に了知し得る記載となっているかは疑念が残る。再々々反論書において、審査請求人も自分がなぜ監護・生計関係がないとされたのか処分通知からは理解できないと主張するところである。

一方で、先行審査請求は、理由付記に不備のある手続的瑕疵を理由として裁決により取消しがなされたものであり、先行処分と本件処分の根拠となる事実や実質的な内容は同じである。理由付記の不備がある場合には裁決において処分を取り消すことが判例の要求するところではあるものの、再度手続的瑕疵を理由として本件処分を取り消すのでは、行政不服審査法が求める簡易迅速な救済手続による国民の権利利益の救済という目的が果たせないだけでなく、一連の処分に係る法的安定性が失われるおそれがあるため、付言の形で処分庁が改善すべき点について指摘することとする。

処分庁においては、理由付記の必要性を十分に理解した上で、処分を行うべきである。

第4 審査庁の判断

(1) 本件審査請求に対する判断

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

(2) 本件審理手続についての審査庁の意見

ア 審査請求人は、令和●年●月●日付けで、審査庁に対し、本件審理手続に係る審理体制の改善等を求める上申書を提出したほか、令和●年●月●日付け再々反論書等の提出書類等において、審査庁及び審理員の不正行為により公正中立な審理が保障されていない旨の主張を行っている。

イ 審査庁においては、令和●年●月●日付けで上申書の内容について審査請求人に対し回答したほか、以下の理由により本件審理手続に裁決に影響する瑕疵があるとは認められないものとする。

- (7) 審査請求人は、審理開始前に処分庁が審査請求人が本件審査請求を行った旨を把握していたことをもって、県職員が情報漏洩等の審理の公平性・中立性を損なう行為をした旨を主張するが、県職員が審理開始前に本件審査請求に関する情報を漏洩した事実はない。
- (8) 審査請求人は、先行審査請求の審理員が本件審査請求の審理員補助者業務に従事したことが行政不服審査法事務ガイドラインに違反すると指摘するが、先行審査請求の審理員は本件処分自体に関与していないため、行政不服審査法第9条第2項に定める審理員の除斥事由に該当せず、当該ガイドラインにも抵触しない。
- (9) 審査請求人は、処分庁と審査庁の併任者が本件審査請求業務に関わっていたことが処分庁と審査庁が一体となっていることの証左であり、不

公平である旨主張するが、当該者が処分庁における先行処分に関与した事実はなく、審査庁における審査請求業務に従事することは、何らの法令等にも抵触しない。

- (イ) 審査請求人は、先行審査請求の裁決を理由に処分庁と審査庁が一体となって本件処分をした旨を主張するが、そのような主張は当たらない。行政不服審査法第52条第1項の規定により、審査庁の裁決に係る行政庁は拘束されるが、先行処分が取り消された後の行為については、専ら処分庁が判断するものであり、審査庁が関与できるものではない。
- (ロ) 審査請求に係る審理対象は、審査請求人が取消しを求めた行政処分である。審理の論点を明確かつ適正なものとするために、審査請求において判断し得ない強要・威圧等の刑事的な側面や個人同士のトラブル等の民事的な側面について、審理員が「判断する立場にない」と述べたことについては、職務放棄とは言えない。

ウ なお、審査請求人は、先行審査請求に審査庁や処分庁による不正行為等があり、正当な審理が尽くされないまま裁決に至ったため、無効である旨を主張するが、裁決の瑕疵については先行審査請求に係る裁決書で教示したとおり、訴訟手続において判断されるものであるところ、先行審査請求に係る裁決は裁決から1年が経過しているため、その効力について争うことはできない。

第5 調査審議の経過

当審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年2月25日 審査庁から諮問書（令和8年2月25日付け6こ家第706号—1）を受理

令和8年3月30日 審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受理

令和8年4月21日 諮問事案の概要説明及び審議（第27回富山県行政不服審査会）

令和8年4月24日 処分庁及び審査庁に対し行政不服審査法第74条の規定による調査

令和8年5月7日 審査請求人から主張書面2を受理

令和8年5月8日 処分庁から調査回答を受理

令和8年5月8日 審査庁から調査回答を受理

令和8年5月11日 審査請求人から主張書面3、4、5及び6を受理

令和8年6月1日 口頭意見陳述及び審議（第28回富山県行政不服審査会）

令和8年6月30日 審査請求人から主張書面7を受理

令和8年7月1日 審査請求人から主張書面8を受理

令和8年7月14日 審議（第29回富山県行政不服審査会）

令和8年9月4日 審議（第30回富山県行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

- (1) 審査請求人は第2の3のとおり主張するが、本件審査請求に係る審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。
- (2) なお、第2の3(2)における審査請求人の主張に関し、当審査会に対して審査庁から提出された「県・市町村総合職員録 令和五年度版（富山県市町村新聞社）」によっても、審査請求人が指摘する処分庁と審査庁の併任者が、先行処分が行われた日において先行処分とは関係のない所属に在籍していたことが確認できる。

したがって、上記併任者が本件審査請求に係る審理手続において審理員補助者を務めたことが審理手続の瑕疵に当たるとは認められない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 法令の規定等
第3の2(1)のとおり。
- (2) 認定した事実

当審査会に提出された事件記録、行政不服審査法第74条の規定による調査結果及び口頭意見陳述結果によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、配偶者及び対象児童に係る法に基づく児童手当について、処分庁の認定を受け、処分庁から同手当の支給を受けていた。

イ 配偶者は、審査請求人と離婚協議中であり、かつ、配偶者が対象児童と同居していることを理由に、審査請求人が受給している児童手当の受給者を自らとするため、令和●年●月●日までに認定請求書並びに申立書及びその添付書類である●●家庭裁判所が発行した令和●年（家イ）第●号夫婦関係調整（離婚）調停事件の事件係属証明書（令和●年●月●日付け。以下「事件係属証明書」という。）を処分庁に提出した。

ウ 審査請求人は、令和●年●月●日に自ら処分庁に来庁し、転出届を提出し、その後、消滅届を提出した。消滅届は、表題に「児童手当・特例給付 受給事由消滅届」と大きく印字されており、請求人自身が「消滅した受給事由」欄の「2 受給者が他の市町村（特別区を含む）に転出した」及び「3 受給者が児童と別居することとなった（単身赴任の場合を除く）」に○を付し、「消滅事由の発生した年月日」欄に「●●●●●」と記入した。

エ 処分庁は、そのころ、公簿、すなわち住民基本台帳システムにより、配偶者が対象児童と同居していること、審査請求人が配偶者及び対象児童と同居していないことを確認し、申立書及びその添付書類により、配偶者が請求人と離婚協議中であることを確認した。

オ 処分庁は、令和●年●月●日、対象児童に係る配偶者の児童手当受給資格の認定を行い、また、審査請求人の児童手当支給事由の消滅処分を行っ

た。

カ 処分庁は、令和●年●月●日、配偶者に対して児童手当認定通知書を発出して対象児童に係る児童手当の認定について通知し、また、審査請求人に対して児童手当支給事由消滅通知書（令和●年●月●日付け）を発出して対象児童に係る児童手当支給事由が消滅したことを通知した。

キ 審査請求人は、令和●年●月●日、富山県知事に対し、上記カの児童手当支給事由消滅通知書（令和●年●月●日付け）によって通知された児童手当支給事由消滅処分（先行処分）の取消しを求める審査請求（先行審査請求）の申立てをした。

ク 富山県知事は、令和●年●月●日、先行審査請求について、先行処分は理由の付記に不備がある違法な処分であるとしてこれを取り消す旨の裁決をした。

ケ 処分庁は、あらためて対象児童に係る審査請求人の児童手当支給事由の消滅処分を行い、令和●年●月●日、審査請求人に対し、本件処分通知を発出した。

コ 審査請求人は、令和●年●月●日に本件処分通知によって本件処分があったことを知り、令和●年●月●日付けにて本件審査請求の申立てをした。

(3) 本件処分の実体的違法又は不当の有無について

ア 前記(2)の事実関係によれば、処分庁は、令和●年●月●日当時、配偶者が対象児童と同居しており、かつ、審査請求人が対象児童と別居するに至ったことを確認したことが認められる。さらに、処分庁は、審査請求人と配偶者が離婚協議中であることを確認しており、局長通知及びQ & A集に示された解釈指針によれば、審査請求人と配偶者とは同日時点で生計を同じくしないものと解される。

したがって、処分庁が、法第4条第4項を適用して、配偶者を同条第1項第1号に掲げる支給要件を満たす者として対象児童に係る児童手当の受給資格者と認定し、他方で審査請求人が同条同項同号の受給資格を失ったものとして本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 審査請求人は第2の1(2)のとおり主張するが、審査請求人が令和●年●月●日時点において事実として●●市に居住しており対象児童と同居していないことについては争いがなく、審査請求人が転出届を提出するに当たり処分庁が審査請求人に対して不適切な対応や不当な働きかけを行った事実も認められないから、審査請求人の住民票上の住所地が実態に即さないものであるとはいえない。

ウ 審査請求人は第2の1(3)のとおり主張するが、処分庁には、配偶者から認定請求書等が提出されていたことを審査請求人に対して積極的に説明する義務があるとは考えられない。また、前記(2)ウのとおり、消滅届は、

表題に「児童手当・特例給付 受給事由消滅届」と大きく印字されており、審査請求人自身が「消滅した受給事由」欄の「2 受給者が他の市町村（特別区を含む）に転出した」及び「3 受給者が児童と別居することとなった（単身赴任の場合を除く）」に○を付し、「消滅事由の発生した年月日」欄に「●●●●●●」と記入しており、その際、処分庁が審査請求人に対して不適切な説明や不当な働きかけを行った事実も認められないから、消滅届の提出が審査請求人の真意に基づかないものであるとはいえない。

エ 審査請求人は第2の1(4)及び(5)のとおり主張し、局長通知やQ&A集に示された解釈指針に準拠してなされた本件処分が違法なものであると主張する。確かに、局長通知やQ&A集に示された解釈指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的助言であり、それ自体に法的拘束力が認められるわけではない。しかし、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合には、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を児童手当の支給要件に該当する者として取り扱うという局長通知の解釈は、複数の者が法4条第1項第1号等の要件に該当する場合にこれを調整するための規定であり、同居要件を、生計を維持する程度の高い者の要件に優先させた同条第4項の規定の解釈として合理性を有するものであるから、当該解釈指針に準拠してなされた本件処分が違法又は不当なものであるとはいえない。

オ 審査請求人は第2の1(6)のとおり主張するが、配偶者が処分庁に提出した事件係属証明書によっても、少なくとも配偶者に離婚の意思があり、審査請求人にその意思が表明されているという事実が客観的に確認できるため、審査請求人の当該主張は本件処分の違法性又は不当性に係る当審査会の判断を左右するものではない。

カ 審査請求人は第2の1(7)のとおり主張する。しかしまず、先行処分は先行審査請求に係る裁決によって取り消されているのであり、処分庁があらためて取消手続を行う必要はない。また、本件処分は先行処分と同じく審査請求人に対する児童手当の支給事由が令和●年●月●日に消滅したことを根拠としてなされたものであるから、処分庁には、本件処分の時点で審査請求人及び配偶者に事実確認を行う義務は認められない。そして、先行処分は当該処分の手続の違法を理由として先行審査請求の裁決によって取り消されたものであるから、処分庁が、先行処分と同一の実体判断に基づき本件処分を行ったとしても、行政不服審査法第52条に規定する裁決の拘束力に反することはない。

キ 審査請求人は第2の1(8)及び(9)のとおり主張する。しかし、本件処分は、処分庁が、審査請求人に対する児童手当の支給事由が令和●年●月●日に消滅したと判断して行ったものであるから、同日時点の事実関係に基づき

支給要件の有無を判断すべきものである。審査請求人の上記主張は、本件処分時の事実関係に基づき支給要件の有無を判断すべきであることを前提とするものであるが、仮に、児童手当の支給事由が消滅した後に事情が変更し、再び請求人に対して支給事由が発生した場合は、処分庁は、審査請求人からの新たな認定請求に基づき支給要件の有無を判断し、支給要件が認められれば、審査請求人に対して児童手当の支給を行うべきであるが、その場合でも、支給事由消滅から再び支給事由が発生するまでの期間について審査請求人に対する児童手当の支給を認めることはできないから、審査請求人の上記主張は正当なものとはいえない。

(4) 処分理由の付記について

ア 理由付記の程度について

(7) 行政手続法第14条第1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと規定し、同条第3項は、不利益処分を書面でするときは、当該理由は書面により示さなければならないと規定している。

(4) 同条が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。

そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁第三小法廷平成23年6月7日判決民集65巻4号2081頁参照）。

(9) また、付記すべき理由の内容及び程度は、特段の理由がない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知りうるような例外の場合を除いては、法の要求する理由の付記として十分でないと解される（最高裁第一小法廷昭和49年4月25日判決民集28巻3号405頁等参照）。

イ 本件処分の理由付記に瑕疵はあるか

(7) 本件処分は、前記のとおり、法第4条第4項の、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母の一方が支給要件児童と同居しており、かつ、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする他方の

父又は母と生計を同じくしない場合に、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとの規定を根拠に、配偶者を児童手当の受給資格者と認定してなされたものであるが、当該根拠規定を示すだけで当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知り得るものとはいえず、特に、父母が生計を同じくしないとの要件については、当該規定の文言のみから当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知り得るものとはいえない。

- (4) 次に、本件処分は、局長通知に示された、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられるという解釈に準拠してなされたものである。この点について、局長通知に示された上記の解釈は、公表された処分基準であるとはいえないかもしれないが、当該解釈に準拠して父母が生計を同じくしないとの要件の判断がなされたのであれば、局長通知そのものを本件処分の理由中に引用することまでは必要ないとしても、その判断の道筋は処分の名宛人に示される必要があると考えられる。
- (5) また、本件処分は、それまで児童手当の給付を受けていた審査請求人からその受給資格を剥奪するものであるから、一般的には、処分の名宛人に対して重大な効果を及ぼすものといえる。
- (6) そして、本件処分の原因となる事実関係のうち、父母が生計を同じくしないとの要件の判断の基礎となった審査請求人と配偶者が離婚協議中であるとの事実関係は、本件処分の名宛人である審査請求人にとって、それが本件処分の根拠とされたことを容易に了知し得るものであるとはいえない。
- (7) 以上によれば、審査請求人が配偶者と離婚協議中であることを根拠に両者が生計を同じくしないものとして、法第4条第4項を適用して児童手当の受給資格者を配偶者と認定したのであれば、その処分理由としては、当該適用条文を記載するだけでなく、審査請求人が配偶者と離婚協議中である事実を含めて、いかなる事実関係に基づき当該規定を適用したのかを具体的に記載する必要があると解せられる。
- (8) しかるに、本件処分における支給事由消滅通知書においては、支給事由消滅に関する事項として、根拠法令として「児童手当法第4条第4項」と記載するほかは、消滅した日として「令和●年●月●日」、消滅の理由として「支給児童と監護・生計関係がなくなったため。」との記載がなされているだけである。このような記載は、法第4条第4項の適用の結果、審査請求人について同条第1項第1号の児童手当の支給事由が消滅したとの結論のみを示すものにすぎず、いかなる事実関係に基づき同法同条第4項を適用したのかについての記載を欠くものと言わざるを得ない。そして、このような処分理由によっては、処分庁による処分の判断過程

が明らかにならないから、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するという趣旨を全うしているとはいえないし、一般的には、いかなる事実が認定されて同法同条同項の適用がなされたかを処分の名宛人が知ることができないために、不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らしても不十分な理由の提示であるといえる。

(㌸) なお、審査請求人は、先行審査請求における処分庁の弁明等により、処分庁がいかなる事実を認定して先行処分に及んだのかを知り得たから、先行処分と同一の事実認定により行われた本件処分における審査請求人の不服申立てには理由付記の不備を原因とする支障はなかったとも考えられる。しかし、上記のような不十分な理由の提示によっては、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するという理由提示の目的を達することができないから、上記の事情によって、本件処分の理由付記が不十分なものであるとの結論は左右されない。

(㌹) 以上により、本件処分は、行政手続法第14条第1項本文の理由の提示を欠くものとして違法であり、取消しを免れないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、第2の4(1)から(6)までのとおり主張するが、これらはいずれも先行審査請求の手続や裁決の違法性又は不当性を主張するものであり、本件処分の違法性又は不当性に係る当審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査請求人の第2の4(6)の主張について念のために付言すれば、先行審査請求における裁決は先行処分を全部取り消すとの内容の全部認容裁決であり、先行処分は当該裁決によって当然に取り消されるため、審査請求人は処分庁に対してその取消しの訴えを提起することはできない。したがって、先行審査請求の裁決書において、処分庁に対し処分の取消しの訴えを提起できることが教示されていないことは不当であるとはいえない。

(2) 審査請求人は、第2の4(7)のとおり主張するが、当該主張は審査請求人の独自の主張であり、採用することはできない。

(3) 審査請求人は、第2の4(8)のとおり主張するが、当該主張を裏付けるに足る事実は認められない。

(4) 審査請求人は、第2の4(9)のとおり主張するが、当該主張は審査請求人の意見に過ぎず、本件処分の違法性又は不当性を基礎づけるものとはいえない。

なお、審査請求人は、審査請求の趣旨として、本件処分の取消しの他に、処分庁の児童手当支給に関する行政運用の改善も求めているが、処分に関する不服申立ての場合の行政不服審査における審理の対象は、行政庁の処分に取り消されるべき違法性又は不当性があるか否かであり、行政運用の改善の要否自体は審理の対象とならない。

4 結論

以上によれば、本件審査請求の審理手続に瑕疵は認められず、また、本件処

分に係る処分庁の認定判断に違法性又は不当性は認められないが、その処分理由の付記に違法性が認められるため、本件処分は取り消されるべきである。

よって、当審査会は、第1のとおり判断する。

富山県行政不服審査会

委員（会長）	橋爪	健一郎
委員	大橋	豊
委員	彼谷	環
委員	神山	智美